

検査の 背景

- ✓ 利子や配当等については、納税者の所得税を効率的かつ確実に徴収するなどの趣旨から**源泉徴収制度**が設けられており、当該制度は**申告納税制度を前提とした場合の所得税又は法人税の前払的性質**を持ち、原則として個人又は法人の**確定申告等の手続を通じて精算される**仕組み
- ✓ 一方、法人税法においては、内国法人が他の内国法人から支払を受ける配当等は保有する株式等の区分に応じて、一定の配当等の額を益金の額に算入しない制度が設けられている
- ✓ 内国法人において、所得に対する法人税額がない又は控除すべき源泉所得税相当額が法人税額を上回り、**納付した税額の還付を求めた場合**、税務署長は**還付金を還付**し、還付金に一定割合を乗じた**還付加算金を支払う**

検査の 状況

- ✓ 検査の対象とした平成29年度から令和元年度における完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している法人延べ**1,667法人の所得税額控除の額は計1兆1345億1974万余円**。このうち当該配当等に対する**所得税額控除の額は計9934億1336万余円**で、ほとんどが**完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等の額に対するもの**
- ✓ **上記の所得税額控除の額計9934億1336万余円については**、原則として法人税が課されていない配当等に対して徴収された源泉所得税に相当する額（源泉所得税相当額）であり、**企業グループ内における納税に係る一時的な資金負担及び税務署における源泉所得税事務が生ずる**
- ✓ 上記1,667法人のうち、**完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことにより還付金が生じていた法人延べ1,262法人に支払われた還付金は計8898億6092万余円**であり、このうち還付加算金が生じていた延べ888法人に支払われた**還付加算金は計3億6563万余円**
- ✓ 原則として**全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等に対して源泉徴収を行っているため**、**還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生ずる**

所見

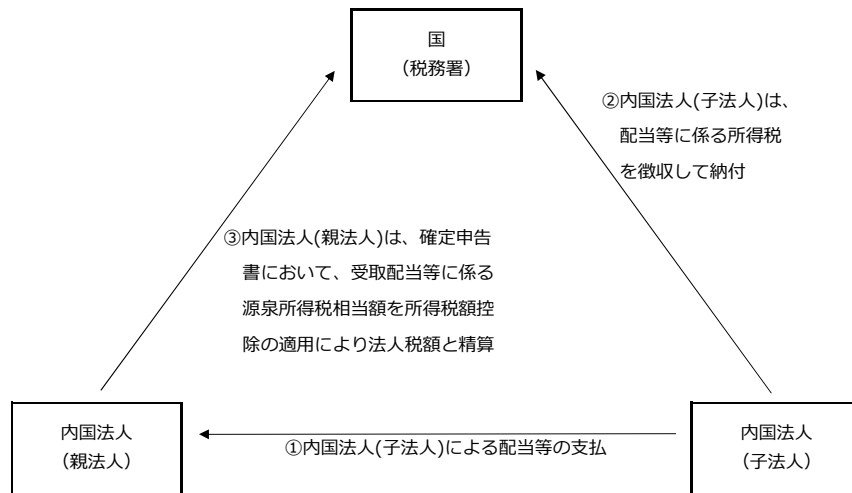
- ✓ 財務省において、源泉徴収義務者による源泉徴収事務の便宜を考慮した上で、**配当等に係る源泉徴収制度の在り方**について、引き続き、様々な観点から**効率性、有効性等を高める検討**を行っていくことが肝要

8.完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について(特定)

財務省、国税庁

—

所得税控除の適用による源泉所得税の精算手続



- ①の配当等に対して、内国法人（親法人）は、二重課税を避けるため、保有する株式の区分等に応じて、一定の配当等の額を益金に参入しない（法人税が課されない）
- ②について、内国法人（子法人）の事務（**源泉徴収事務**）及び税務署が利子や配当等の支払の有無及び源泉所得税の納付実績を確認するなどの事務（**源泉所得税事務**）が発生

完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有する法人における受取配当等の益金不算入及び所得税額控除の適用状況等

- 完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等の額計4兆9067億7695万余円
- 負債利子等を除いた**計4兆8628億3944万余円（全額）が益金不算入となっていて、法人税が課されない状況**

完全子法人株式等又は関連法人株式等を保有している1,667法人の**所得税額控除の額のほとんどが完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額であり額も多額**

所得税額控除の額計9934億1336万余円については、原則として法人税が課されていない配当等に対する源泉所得税相当額であり、**企業グループ内における納税に係る一時的な資金負担が生ずるとともに、税務署における源泉所得税事務が生ずる**

8.完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行うことにより生ずる還付金及び還付加算金並びに税務署における源泉所得税事務及び還付事務等について(特定)

財務省、国税庁

—

還付金の支払方法

還付金及び還付加算金に係る事務（**還付事務**）が発生



① 還付請求申告書

② 還付金及び
還付加算金



納税者

完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額について所得税額控除を適用したことによる還付の状況等

完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る受取配当等に対する源泉所得税相当額に所得税額控除を適用したことにより生じた還付金及び還付加算金の額

還付金：8898億6092万余円

還付加算金：3億6563万余円

延べ423法人については、完全子法人株式等又は関連法人株式等のみを保有している親法人で、**受取配当等に対する源泉所得税相当額について、所得税額控除のみを適用**したことにより還付金が生じていたことから、源泉徴収を行わないとした場合、**少なくとも還付金及び還付事務は生じない**と史料

原則として全額に法人税が課されていない完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っている

▶ 受取配当等に対する源泉所得税相当額に所得税額控除が適用されることにより、**多額の還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じている状況**となっていた